

# PTA総合保険

(PTA団体傷害保険特約 (B) 付帯傷害保険+PTA賠償責任保険 (児童・生徒賠償責任不担保特約条項付帯))

PTA行事に参加中の事故を補償します。

## 01 ご加入対象者（被保険者）

この保険の加入対象者（被保険者）は、保険種目ごとに、次の通りとなります。

PTA団体傷害保険…全日本私立幼稚園PTA連合会に加盟している所属団体（PTA）の教師、保護者および園児の方となります。（※）

PTA賠償責任保険…全日本私立幼稚園PTA連合会に加盟（会員）のPTA（被保険者とは補償を受けることができる方をいいます。）

（※）PTA会員の同居の親族（＊1）、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方も含まれます。

（＊1）6親等内の血族、配偶者（＊2）または3親等内の姻族をいいます。

（＊2）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）①婚姻意思<sup>＊3</sup>を有すること②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。＊戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）

## 02 この保険の概要

PTA行事参加中の保護者や園児等の被保険者がケガをされた場合に保険金をお支払いする「PTA団体傷害保険」とPTA活動によりPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害に対し保険金をお支払いする「PTA賠償責任保険（児童・生徒賠償責任不担保特約条項付帯）」をセットしたものです。

## 03 お支払いの対象となる場合

### PTA賠償責任保険（児童・生徒賠償責任不担保特約条項付帯）

保険期間中にPTAの管理下において生じた次のいずれかの事由につき、被保険者（PTA）が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、それによって被る損害について保険金をお支払いします。

- ・被保険者がPTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により他人の身体に障害を与えた（ケガ、死亡など）、他人の財物を損壊（滅失・破損・汚損）したこと（活動危険）。
- ・第三者から借用した被保険者が使用または管理するスポーツ用具等の財物（保管物）をPTA会員または児童・生徒が損壊したり紛失したり、盗まれたこと（保管物危険）。

### PTA団体傷害保険

保険期間中に所属するPTAの管理下でPTA行事に参加中（集合から解散まで）および通常の開催場所と住居の往復途上において被保険者（教師、保護者および園児）（＊）が急激、偶然、外来の事故により身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

（※）PTA会員の同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方も含まれます。

（注1）PTA賠償責任保険におけるPTAとは、保護者と教職員で構成される団体をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、または児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実をはかるためPTA会員相互の学習、その他必要な活動を行うものをいいます。PTA団体傷害保険におけるPTAとは、保護者と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、保護者と教師が協力して学校・保育所等および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実をはかるため会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。

（注2）PTA管理下とはPTAの指揮、監督および指導下においてPTA活動を行っている間をいいます。（PTA賠償責任保険においてはPTA会員および児童・生徒がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上は含まれません。）

（注3）（PTA賠償責任保険について）PTA活動とは、日本国内においてPTAがその目的にそって企画・立案し主催する学習活動および実践活動であってPTA総会、運営委員会における決定などPTA会則（名称のいかんを問いません。）に基づく正規の手続を経て決定されたものをいいます。

（注4）往復途上とはPTA行事に参加するため、PTAの指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中をいいます。PTA賠償責任保険（児童・生徒賠償責任不担保特約条項付帯）は、PTA団体傷害保険と異なりPTA会員および児童・生徒がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下に含まれないのでご注意ください。

（注5）（PTA団体傷害保険について）PTA行事とは日本国内においてPTAが企画・立案し主催する、または共催する行事でPTA総会、役員会等PTA会則（名称の如何を問いません）に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

（注6）（PTA団体傷害保険について）ケガで独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうべきものは本保険の対象となりませんのでご注意ください。

（注7）PTA団体傷害保険ではご加入に際し、被保険者個々のリストは不要です。但し、常時名簿を備え付け、保険会社が求めた際には、ご提出いただくことになります。

## 04 契約コース・保険料（年間）

契約コース		保険金額
PTA 団体傷害	死亡・後遺障害保険金額	249万円
	入院保険金日額*	2,000円
	通院保険金日額	1,200円
PTA 賠償責任	活動危険 ※免責金額：対人・対物それぞれ 1事故につき1,000円	<b>支払限度額</b> ◆対人 1名につき 3,000万円 1事故につき 2億円 ◆対物 1事故につき 100万円
	保管物危険 ※免責金額：1事故につき5,000円	<b>支払限度額</b> 対物、加害者1名につき 10万円 保険期間通算 500万円
保険料計算方法		PTA団体傷害 ①92円×世帯数（1円単位） PTA賠償責任 ②8円×園児数（10円単位に四捨五入）
保険料		①+②円

\*手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※PTA総合保険は「PTA団体傷害保険」と「PTA賠償責任保険」のセット商品のため、片方のみの加入は出来ません。

注) 2022年4月1日時点（中途加入の場合は加入時点）の園児数および世帯数でご加入ください。保険期間の途中で園児数、世帯数が増加した場合でも追加保険料のお振込みは不要となります。（園児数、世帯数が減少した場合の保険料返戻も行いませんのでご了承ください。）

なお、ご申告いただいた園児数および世帯数が実際より不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

## 05 お支払いする保険金の種類・お支払い方法

### ● PTA賠償責任保険（児童・生徒賠償責任不担保特約条項等付帯）

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

#### ①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

#### ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

### 保険金のお支払方法

・上記①の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

### PTA団体傷害保険

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
死亡保険金	被保険者の所属するPTAの管理下でPTA行事に参加中(集合から解散まで)および往復途上において急激かつ偶然な外来の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注) すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
後遺障害保険金	被保険者の所属するPTAの管理下でPTA行事に参加中(集合から解散まで)および往復途上において急激かつ偶然な外来の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%の範囲内で、それぞれ定められた保険金をお支払いします。 (注) 保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	被保険者の所属するPTAの管理下でPTA行事に参加中(集合から解散まで)および往復途上において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	[入院保険金日額] × [入院日数(実日数)]をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してお支払いできません。
通院保険金	被保険者の所属するPTAの管理下でPTA行事に参加中(集合から解散まで)および往復途上において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合	[通院保険金日額] × [通院日数(実日数)]をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等 <sup>*1</sup> を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 * 1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレースおよび三内式シーネをいいます。
手術保険金	被保険者の所属するPTAの管理下でPTA行事に参加中(集合から解散まで)および往復途上において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>*1</sup> または先進医療 <sup>*2</sup> に該当する所定の手術を受けられた場合  * 1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 * 2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。 ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります <sup>*3</sup> 。 * 3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

※上記ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は除きます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうべきケガは保険金お支払いの対象なりません。

上記「往復途上」とは、PTA行事に参加するためにPTAが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中をいいます。

# 保険金をお支払いできない主な場合

園の管理下であっても補償対象外となる場合がありますのでご注意ください

## PTA賠償責任保険（児童・生徒賠償責任不担保特約条項付帯）

### 「PTA総合保険」

- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・（活動危険に適用）スクールバス・その他の自動車、原動機付自転車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます）の所有、使用または管理に起因する賠償責任（自動車保険およびスクールバス傷害保険のご契約が必要となります。取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。）
- ・（保管物危険に適用）被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた賠償責任

等

### 傷害保険

#### 「園児団体傷害保険」「体験入園園児傷害保険」「スクールバス傷害保険」「教職員傷害保険」「24時間・教職員傷害保険」「園児24保険」「PTA総合保険」

- ・被保険者（保険の対象となる方）や保険金受取人（その方が受け取るべき金額部分）の故意または重大な過失によるケガ、特定感染症（スクールバス傷害保険、PTA総合保険についてはご契約者の故意または重大な過失によるケガ、園児団体傷害保険、体験入園園児傷害保険については、ご契約者の故意または重大な過失によるケガ、特定感染症も保険金のお支払いの対象となりません。）
- ・けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ、特定感染症
- ・無免許運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ
- ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- ・妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ、特定感染症（ただし、天災危険補償付または園児24保険にご加入の場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によるケガについては保険金をお支払いします。）
- ・戦争、内乱、暴動等によるケガ、特定感染症（＊「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガ・特定感染症は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。）
- ・核燃料物質の有害な特性等によるケガ、特定感染症
- ・自動車等の乗用具を用いての競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じたケガ
- ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ（園児団体傷害保険、体験入園園児傷害保険は除きます。）
- ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ（教職員傷害保険、24時間・教職員傷害保険、園児24保険）
- ・「傷害」の規定により保険金をお支払するケガに起因する特定感染症
- ・保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新契約は除きます。）など

あくまで  
お支払いできない主な場合